令和5年4月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録 (公開用)

由利本荘市農業委員会総会(令和5年第4回)議事録

- 1. 開催日時 令和5年4月19日(水曜日)午後3時
- 2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」
- 3. 出席委員(20名)

1番	齌	藤	誠	1	3番	佐る	木	知	榮
2番	畑	Щ	留美子	1	4番	加	藤	三	敏
3番	佐	藤	喜 勝	1	6番	冨	樫	公	_
4番	岡	部	五一郎	1	7番	伊	藤	直	子
5番	佐々	木	亨	1	8番	菅	原	文	克
6番	小	野	晃一	1	9番	佐	藤	秀	孝

7番 大瀧 浪 雄 20番 佐藤源樹 8番 小 松 健 21番 庄 司 和 夫

9番 小 松 幸 夫 23番 吉 尾 麻 美

12番 佐々木 純 一 24番 佐藤 系悦

- 4. 欠席委員(3名)
- 10番 佐藤 順
- 11番 佐藤 崇
- 22番 伊藤 岡山
- 5. 議事日程第1号 令和5年4月19日(水曜日) 午後3時 開会
 - 第 1. 議事録署名委員指名
 - 第 2. 会議書記任命
 - 第 3. 会期決定
 - 第 4. 報告第 2号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の 任免について
 - 第 5. 報告第 3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計 画について
 - 第 6. 議案第28号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
 - 第 7. 議案第29号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
 - 第 8. 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第 9. 議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設 定の件
 - 第10. 議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移 転の件
- 6. 本日の会議に付した事件 議事日程第1号のとおり
- 7. 出席した事務局職員

事務局長 佐藤英樹 次 長 小 松 幸 月 三 保 敦 二見真之 農政班長 農地班長

佐々木 崇 嗣 主 杳 主 杳 齋 藤 身 子 主任(矢島庶務班) 柴 田 雄太郎 主事(岩城庶務班) 田口健 佐々木 千 鶴 主事(大内庶務班) 工 藤 智 浩 主査(由利庶務班) 主事(東由利庶務班) 髙 橋 琉 誠 巴 主査(西目庶務班) 留美子 班長(鳥海庶務班) 松田孝志 主事(鳥海庶務班) 佐藤海士

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

12番 佐々木 純 一

13番 佐々木 知 榮

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年4月3日公示招集されました、令和5年第4回総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

10番佐藤順委員、11番佐藤崇委員、22番伊藤剛委員より欠席の届け出があります。出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。 本日の提出案件は、報告第2号と3号ならびに議案第28号から議案第32号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これ にご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、12番佐々木純一委員、13番佐々木知榮委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第2号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免 について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第2号について、事務局次長による案件報告)

○議長

報告第2号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。 ただいまより、転入、併任職員の紹介をいたしますので、暫時休憩いたします。 暫時休憩いたします

【職員紹介】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、報告第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局より報告を求めます。

○事務局

(報告第3号について、議案書に基づき朗読し、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画が秋田県知事に認可された旨説明する。)

○議長

報告第3号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第6、議案第28号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第28号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第28号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第28号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第29号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第29号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第29号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【13番・佐々木知榮委員手を挙げる】

○議長

13番佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

13番佐々木です。申請理由についてお伺いします。経営規模の拡大や贈与は聞き慣れています。2月の案件にもありましたが、経営農地の確保、この場合下限面積ゼロからスタートしているので経営農地の確保といえば理解できますが、2月の頃は経営農地があってもそういう申請事由がありましたが、規模拡大とはどういう風にニュアンスの違いがあるのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

あまり明確な線引きというものはしておりません。申請書類に申出者が申請の時に申請事由を選ぶところがあるのですが、そのなかに経営農地の確保というところと経営規模の拡大という選択肢がございます。申請者がその選択肢をマルで囲んだ部分を適用していることが実情となっております。

○13番·佐々木知榮委員

そうすればここでの両方の理由付けというものはないのですか。これは拡大に当てはまるとか、確保に当てはまるとかというような理由付けです。

○議長

事務局。

○事務局

事務局のなかでは特別な線引きというのは設けていないので、申請者自身が規模拡大ということであればそれを適用しているというのが実情であります。

○13番·佐々木知榮委員

分かりにくいのですが了解しました。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第29号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番と2番につきましては、18番菅原文克委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【菅原文克委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第30号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第30号1番と2番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第30号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号1番と2番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号1番と2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【菅原文克委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第30号を議題としますが、本議案の3番につきましては、7番大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第30号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第30号3番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第30号3番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご 意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号3番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号3番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第30号4番から52番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第30号4番から52番までについて、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第30号4番から52番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。 ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号4番から52番までは、原案どおり承認することに、ご異議 ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号4番から52番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第31号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第31号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、第1種農地であるが不許可の例外である「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、申請面積が2haを超え、許可権者が秋田県知事となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第秋田県知事へ進達した上で、5月下旬に予定されている農振除外公告日に許可する旨を説明する。)

○議長

議案第31号1番の事務局説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和5年3月、議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。 次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第31号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、 立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準か らみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と 決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金 計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる 旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と 決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第31号2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調查員、三舩勘一推進委員。

○三舩勘一推進委員

(議案第31号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画、 農地復元予定などにより、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第31号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を 承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番·佐々木亨委員

5番佐々木です。

1番の案件について二点ほど質問があります。

一点目は農業従事者の就業機会の提供三割雇用ということでしたけれど、こちらの期間は何 年ほどとなっているのかということです。この地区は宅地化が著しい地区でこういった厳しい 制約を永久に科すと言うのは合理的ではないと思います。協定の内容にもよると思いますが現実的な日数が設定されているのか伺いたいということです。

二点目は今回農業従事者就業機会の提供を適用したということでしたけれど、他にも例えば商業施設ですとか、面積は小さいけれど同様の商業施設の事例があると思います。例外規定を適用するにあたって他の選択肢はなかったのか、そして今回の選択肢が最善と判断されたと思うのですが、その経緯を若干伺いたいということです。

○議長

事務局。

○事務局

一点目です。雇用協定の件で、三割の雇用がどれくらいの期間か、ということですが、雇用協定自体は市と事業者側で結んでおりまして、市の方は商工振興課で事務を行っているのですが、締結した内容によると、特段いつまでというようなものは求めていないということで、毎年雇用状況を市の方に報告するという義務は課されているという状況です。三割を雇用するという協定を結んでいるのですが、三割に届かなくなった場合には、速やかに三割以上を確保するように努力をする、募集をかけるなどの対応を行うという協定を結んでおりますので、特段いつまでというようなことはなく、協定がある限りずっと続くと判断しております。

もう一点目の不許可の例外が、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設での許可でしたが、最善といいますか、他の不許可の例外にも該当しないということで、今回該当するとすれば雇用三割以上という協定を結んで不許可の例外で申請してもらうしかないということを、申請者側で了承したということが背景にあります。不許可の例外ですが、なんでもかんでも三割以上を確保すればいいのかということではなくて、今回2ha以上のかなりの面積が潰れるということになり、それ相応の地域、農業者への見返りがそれ相応に判断されることになります。例えばゴルフ場のように広い敷地を転用しても従業員はそれほどいらない場合、従業員が10人でそのうち三割3~4人以上雇用すれば許可できるものではなく、それ相応の農業従事者の雇用が見込まれないと、不許可の例外には該当しません。今回の商業施設ですと、従業員もたくさん雇用できるということで、不許可の例外の適用が可能となったところであります。以上です。

○議長

佐々木亨委員さん、よろしいですか。

○5番・佐々木亨委員

ある程度分かりました。

一点目ですが農業委員会として許可する以上は厳格に適用しますと三割に満たない状態がある程度続いたとなりますと、取り消しということになってしまうと。現実的にはそのような設定はあり得ないと思うのですが、転用というのはあくまでも宅地で商業的に発展する前提で申請するわけだから、農業従事者ということでいつまでも縛りをかけ続けるというのは、あまり現実的でないと感じます。

他にもこれからどのように宅地化が進展するのか分かりませんけれど、例えば事業者側が三割の制限を科さなければならない。言いたくはないですがこれから明らかに農業者は減って、増えることはないわけです。それで三割確保は厳しいと思うわけです。とすると家族等含めてある程度拡大解釈しながら三割をクリアしていくことになると思うのですけれど、永久にこれをクリアしなくてはならないとすると、農業委員会として許可した側としても本当に考えているのかと。先のことまで考えているのでしょうかと。ある程度区切りを付けた方がいいのではないかと。個人的な考えでありますが、例えば圃場整備などでも、十年たったら転用してもいいですと

か、ある程度の区切りはあると思うんですよね。そのあたりを検討してもいいのではないかと。どうでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

雇用協定につきましては、不許可の例外を適用できるかどうかの判断の根拠資料となっておりますので、協定自体は市の商工振興課で結んでいるのですが、農業委員会ではこれを履行しなかったからといって罰則などは特段ないです。基本的に転用事業は計画通りに実施されて完了報告がこちらになされてそれが認められれば、農地法の縛りが外れ、農地ではないということで、その後追跡して罰則などは特段ないです。その後は市の商工と企業側の話合いとなると思いますが、農業委員会としては不許可の例外として許可している以上は、周りにも注目されると思うんですよね、規模が大きい、何故許可が下りたのかと言われた時に、企業側としてもきちんと胸を張って許可を受けました、と言えるような形にしていただきたいと思っております。その後の何年という縛りは特段ないのですが、協定の更新などの時変更などはあるかもしれません。農業委員会としては許可する基準として、毎年、三割雇用するというような雇用状況を市に報告し、不足している場合は補充に努めるというような内容をもって許可基準を満たしていると判断しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長

佐々木亨委員さん、よろしいですか。

○5番・佐々木亨委員 概ね承知しました。

○議長

暫時休憩します。

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 何か他にございませんか。

【9番・小松幸夫委員手を挙げる】

○議長

9番小松幸夫委員。

○ 9番·小松幸夫委員

14ページの鳥海1の貸渡人の名称に関してですが、19ページの配置図をみますと名前が違います。この違いについてご説明願います。

○議長

事務局。

○事務局

図面資料ですが、申請事業者からもらっている資料を元に作っているのですが、相続前の土地 所有者の名前が載っている状況であります。資料が分かりづらくてすみません。

○議長

小松委員さんよろしいですか。

○9番・小松幸夫委員 はい。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第31号1番は、申請面積が2へクタールを超えるため、秋田県知事が許可権者となり、かつ、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第31号2番は、秋田県議農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに議案第31号1番につきましてお諮りいたします。

議案第31号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、 ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案31号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、 許可相当の答申があり次第、秋田県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案31号2番につきまして、お諮りいたします。議案第31号2番は、申請が適法と 認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案31号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第32号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番から3番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第32号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、 立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準か らみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と 決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

(議案第32号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、 立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準か らみても許可相当と判断できる旨を説明する。また補足として位置図の表記を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と 決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。) (議案第32号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、農地区分等の立地基準、また第1種農地だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と 決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明す る。)

○議長

議案第32号1番から3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調查員、4番岡部五一郎委員。

○4番·岡部五一郎委員

(議案第32号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

(議案第32号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

(議案第32号3番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第32号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、 立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準か らみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と 決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第32号4番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番伊藤直子委員。

○17番·伊藤直子委員

(議案第32号4番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第32号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第32号1番と2番、ならびに4番は、秋田県議農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第32号3番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第32号1番と2番、ならびに4番につきましてお諮りいたします。

議案第32号1番と2番、ならびに4番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号1番と2番、ならびに4番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第32号3番につきましてお諮りいたします。議案第32号3番は申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案32号3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、 許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものに つきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時10分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長佐藤系悦

議事録署名委員 佐々木 純 一

議事録署名委員 佐々木 知 榮